

事務連絡
令和6年1月19日

各都道府県、指定都市、中核市

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 所管部局 御中

こども家庭庁成育局成育環境課

令和6年能登半島地震に係る災害対応
（ファミリー・サポート・センター事業）について（周知）

標記について、貴管内の市町村において、令和6年能登半島地震により被災されたこども・子育て家庭等に係る対応について、下記のとおり周知しますので、特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 二次避難等を受け入れる市町村における相互援助活動について

ファミリー・サポート・センター事業におけるこどもの預かりは、地域においてこどもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が、それぞれ会員となって行う相互援助活動であり、原則として、市町村毎に会員組織が設けられているところです。

その上で、今般の令和6年能登半島地震に伴い、二次避難先の市町村に対して被災されたこども・子育て家庭等から援助の希望があった場合については、その必要性に鑑み、二次避難先において援助の対象としていただくよう配慮願います。

その際、通常であれば必要としている会員登録の手続きを簡素化するなど、被災されたこども・子育て家庭等の状況に応じて柔軟な対応をお願いいたします。

2. 被災されたこども・子育て家庭等に係る相互援助活動の内容について

被災されたこども・子育て家庭等に係る相互援助活動として、例えば、

- ・被災家屋の片付けや避難先での生活準備を行う際のこどもの預かり
- ・被災により自家用車が使えなくなった場合等における保護者の同乗も含めた保育所等への送迎支援

などが考えられます。その際は、こどもや援助を行いたい者の安全確保等に十分に配慮していただきますようお願いいたします。

3. 被災されたこども・子育て家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合の利用支援について

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」の3の（3）に定める「ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援」については、当該支援の対象として被災されたこども・子育て家庭等を含めて差し支えありません。

なお、本事務連絡の内容を踏まえて新たに当該加算の申請を行う場合の子ども・子育て支援交付金に係る申請手続きについては、別途お知らせいたします。

【利用支援の内容】

- ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整
- イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成
- エ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、活動前の事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家庭等に対し、自宅等への訪問実施

以上